

【農業 ③】

規制改革事項	農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施			
規制の概要	<p>農協は販売、共済事業に加え、信用事業（貯金、貸付、証券業の取扱い）の実施が認められている。農協は今や多くの都道府県で地方銀行・信用金庫に次ぐ貯金シェアを確保する巨大金融機関となっている。</p> <p>しかし、農協法に基づき、全国農業協同組合中央会（全中）下の資格である農協監査士が指導と監査を一体的に行っているなど、他の銀行・信用金庫・信用組合のような検査・監査は実施されていない。</p>			
:他金融機関と大きく異なるもの				
	単位農協	信用農業協同組合連合会(県信連)	農林中央金庫	
検査	都道府県	都道府県財務支局	金融庁	
監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士	
※信用組合の検査・監督権限は、H12.4.1より都道府県から金融庁に移管				
賛成の意見	<p>現在の農協だけに認められた内部監査システムでは、不祥事が相次いで起こるなど、信用事業の適正な実施が確保されていない。他金融機関とのイコールフッティングを図る観点からも、農協経営と利害関係のない金融庁及び公認会計士による、他金融機関同様の検査・監査を実施すべきである。</p>			
慎重な意見	<p>農協監査士による指導と監査が一体となっているからこそ、必要な改善が確実に行われるのではないか。</p>			

【農業④】

規制改革事項	新規農協設立の弾力化（地区重複農協設立に係る「農協中央会協議」条項）
規制の概要	既存の農協と地域を重複する別の農協（既存農協が他農協と地域を重複して拡大する場合を含む）を設立する際には、地区重複により既存農協の振興に支障がないことが要件とされているところ、農協の認可を行う行政庁は、関係市町村及び関係農業協同組合中央会に協議せねばならない（農協法第60条第1項第3号・第4号、第2項）。
賛成の意見	上述の規定により、現在は事実上新規農協の設立は困難である。農協間競争が促進され、各農協の経営努力の促進及び農業者の選択肢の増加が図られるよう、農協中央会との協議を義務付ける条項を削除し、容易に新規設立が可能となるようにすべきである。
慎重な意見	

農協概要

概要については別添P1、2を参照

(「農協の新事業像の構築に関する研究会」第1回資料2  
「農協の現状と課題について」(平成21年5月 農林水産省))

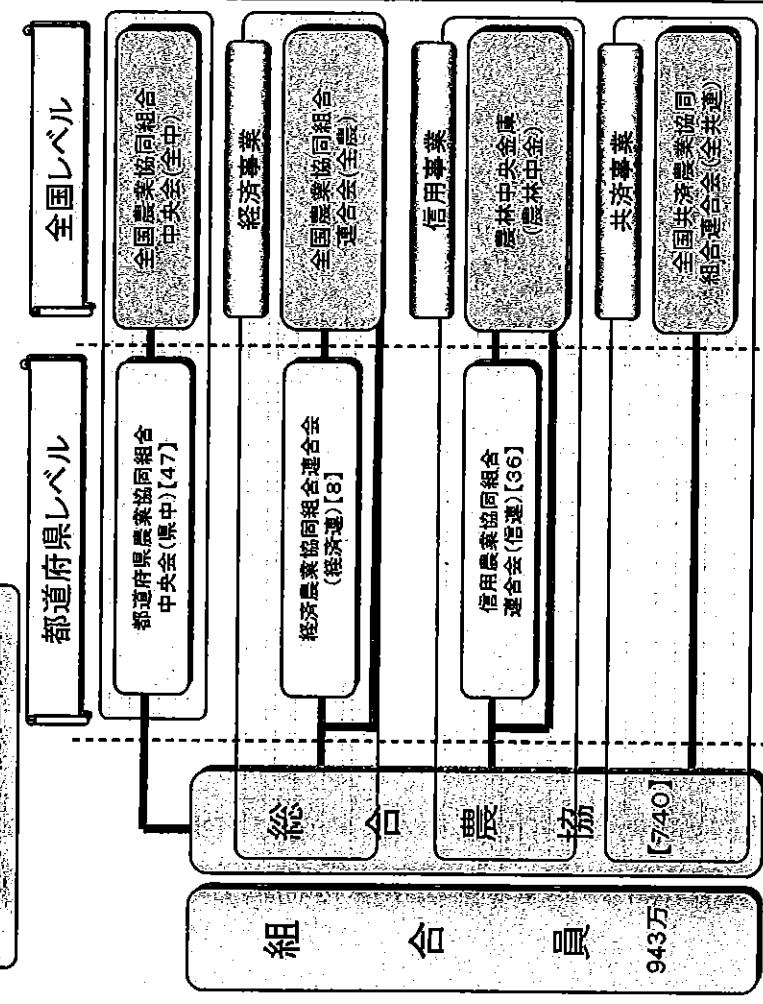
〈農水省資料〉

1 現状の協議

農協法の目的

業者の図りを上回るのを圖り、國民の多さを同様の生産力の有する業者の図りを上回るのを圖るに足る。生産力の増進及び業者の增多は、社會的經濟の發展の原因である。

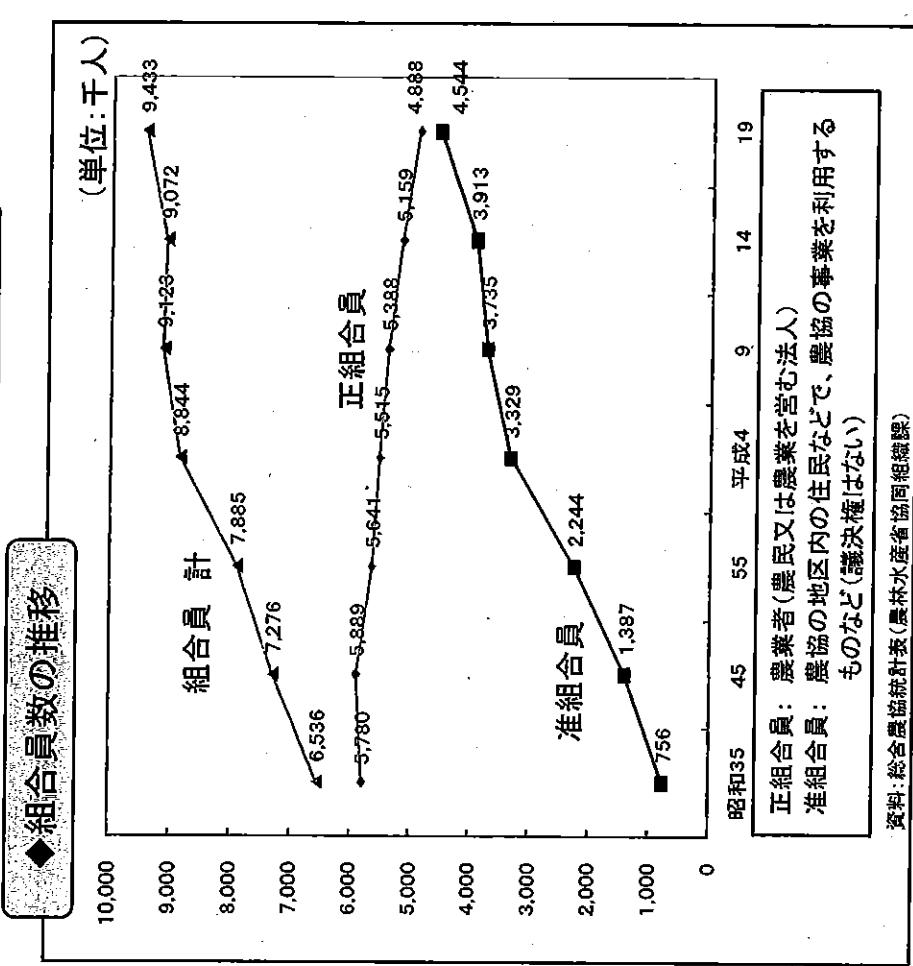
◆農業協同組織圖



注1:総合農協は系統参加組織。全中調べ(平成21年4月1日現在)  
注2:組員数は、農林水産省調べ(平成19事業年度)

卷之三

卷之三

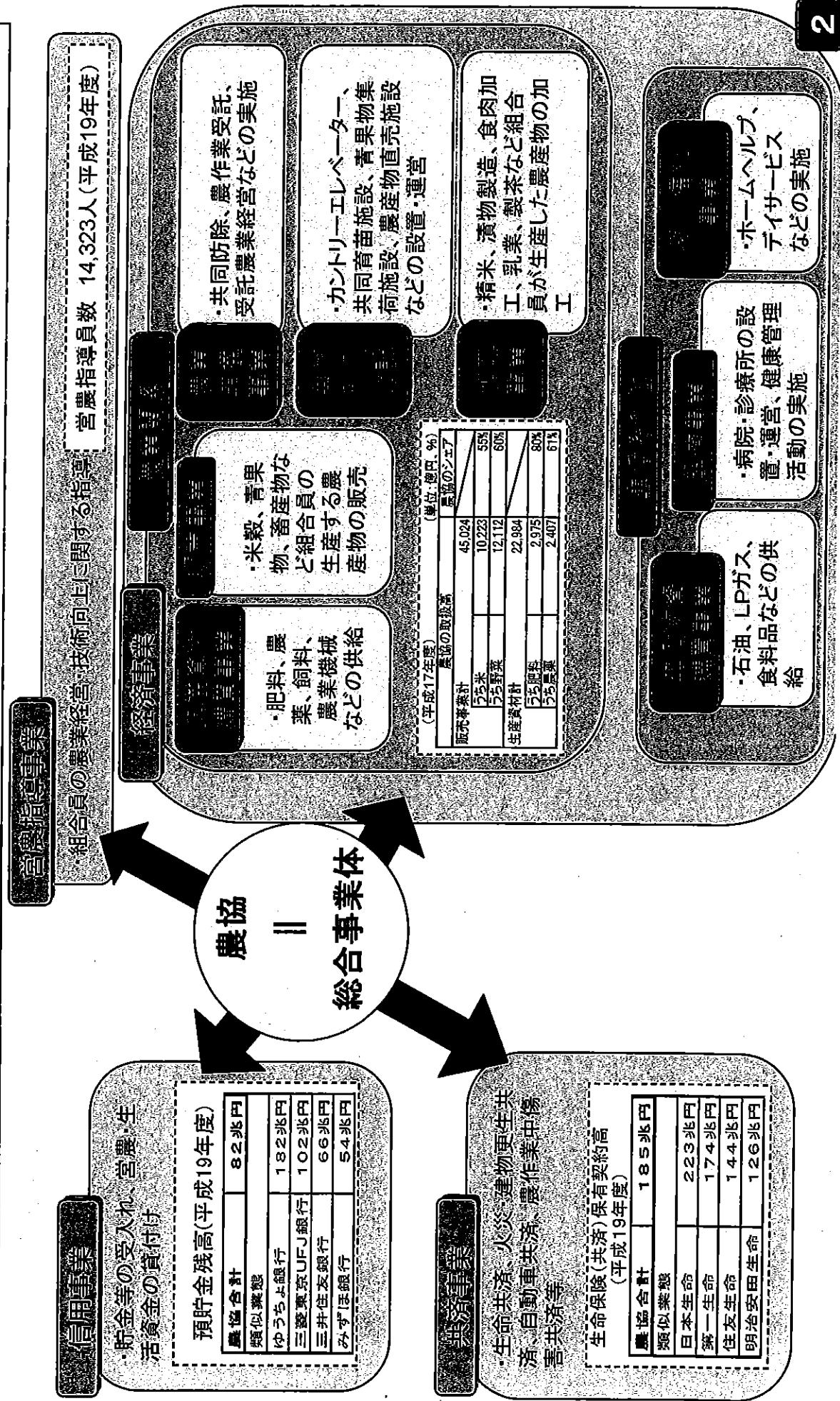


震協には、上記の総合震協とは別に、専門震協（信用事業を行わず、畜産・酪農・園芸といった特定の生産物の販売・購買事業のみを行う農協）がある。専門震協数は、783。組合員数は、279千人（正：207千人、准：72千人）。資料：「18年度専門震協統計表」（農林水産省協同組織課）  
(本資料において「震協」という場合は、特に断りがない限り総合震協のことを目指している。)

農水省資料

農業の協同

- 農協は、組合員の利便性の向上を図る観点から、経済事業、信用事業、共済事業などを総合的に営み、窓口を一元化して組合員の営農、生活に必要なサービスを提供している。

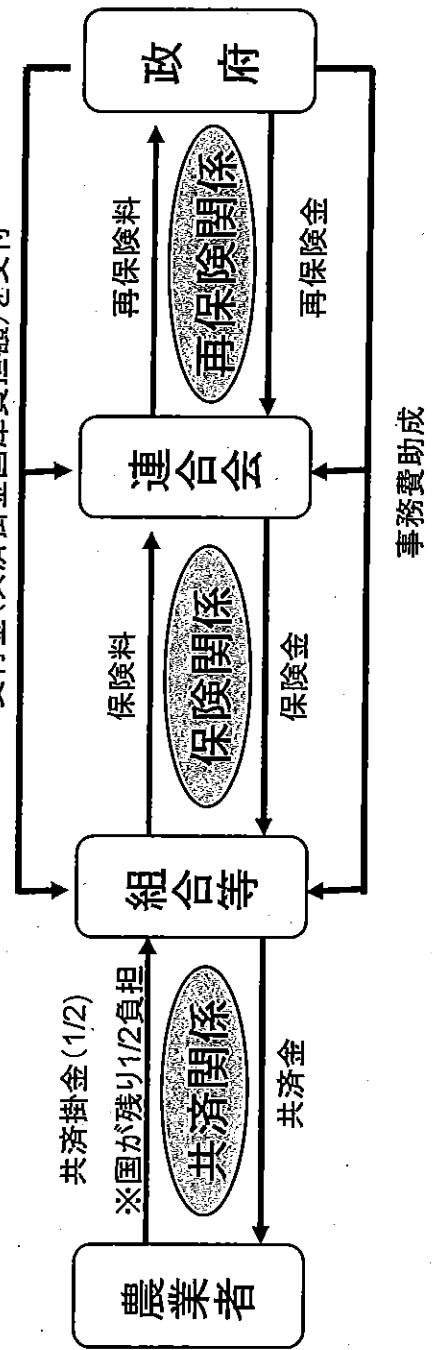


【農業 ⑤】

規制改革事項	農業共済の見直し（農作物共済（米・麦）に係る強制加入制の見直し）
規制の概要	米（水稻・陸稻）及び麦は、農業災害補償法に規定される農作物共済によって、知事の定める基準面積以上（例えば水稻の場合、都府県で 20~40a、北海道で 30a~1ha）の生産者は、当然加入（すべての耕作地について強制加入）とされている。国庫は共済掛金の約 2 分の 1 を負担している。
賛成の意見	他の農産物と同様、米・麦に係る保険も経営者の判断による任意加入制にすべきである。これにより、リスクへの対処を含めた個々の経営者の判断が尊重され、より効率的な農業経営に資する。また、共済組合員獲得のため、組合運営におけるコスト削減等の経営努力が促進される。
慎重な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害がおきた際に農業経営・地域社会の安定が図られないのではないか。</li> <li>● 安定的な保険母集団が確保できず、共済の運営が不安定になるのではないか。</li> </ul>

## 農業共済概要

### ○農業災害補償制度の仕組み



### ○平成20年産(度)引受実績(速報値)

事業	引受け戸数	引受け数量 〔千戸〕〔千頭/千頭/千頭〕	引受け率 〔%〕	総共済金額		支拂用金 〔百億円〕	支拂負担 〔百億円〕
				〔百億円〕	〔百億円〕		
水稲	1,801	1,479	91	12,174	29,211	14,605	14,606
陸稲	0	0	5	1	8	4	4
麦	50	251	95	672	8,109	4,359	3,750
計	1,852	1,730	-	12,846	37,323	18,968	18,360
乳用牛等	21	2,280	91	3,060	39,377	19,497	19,900
肉用牛等	69	2,581	71	3,869	20,258	9,600	10,658
馬	2	27	59	287	988	398	591
種豚	1	203	26	107	708	274	435
肉豚	1	1,640	19	149	2,049	820	1,229
計	94	6,731	-	7,471	63,400	30,588	32,812
山林	82	45	26	1,048	5,530	2,765	2,765
樹木	4	1	3	72	73	37	37
計	86	46	-	1,120	5,603	2,801	2,801
栽培作物	77	257	60	1,334	9,420	5,181	4,239
畜生	1	9	44	4	10	5	5
計	78	-	-	1,338	9,430	5,186	4,244
施設共耕	2,355	2,5	43	4,359	5,948	2,970	2,979
合計	2,343	-	-	27,136	121,710	60,513	61,197

(出典)農林水産省ホームページページ  
農業災害補償制度の概要  
参考資料「農業災害補償制度の実績」

○その他、建物共済、農機具共済がある。

○農産物共済のみ一定規模以上の農家は強制加入。残りの事業は任意加入。